

## （介護予防）認知症対応型共同生活介護における「認知症」の確認について

グループホームで提供するサービスは認知症高齢者である要介護者・要支援者が対象となります。その認知症の確認について、市が定める条例においても次のとおり規定しています。

### ○府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第116条第2項 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

介護予防は「府中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第77条第2項

#### 【具体的な確認方法】

一般的には主治医が作成した診断書を入居申込時に提示してもらい取り扱いとしているかと思えます。ただし、診断書以外の方法として医師の診断が確認できる書類（主治医意見書・診療情報提供書等）で確認した場合についても「認知症である者であることの確認」にあたることとします。

主治の医師の診断書及び医師の診断が確認できる書類（以下「診断書等」という。）の記載内容の確認については次のとおりとします。

●介護保険法第5条第2項において認知症の定義が「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう（一部抜粋）」とあるため、診断書等において「アルツハイマー型認知症」「レビー小体型認知症」「ピック病（前頭側頭型認知症）」等の診断名がない場合には、次の①～③の状態にあることを確認してください。

- ① 認知症の原因となる疾患が急性の状態にないこと。
- ② 疾患その他の要因に基づき脳の器質的な変化があること。
- ③ ②により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下していること。

よって、診断書等に認知症であることが明らかな疾患の診断がされていない場合には、診断された疾患（急性の状態を除く。）が原因疾患であること若しくは上記①～③のいずれの要件も満たす状況にあることを聞き取り、記録に残しておく必要があります。

#### ●個人情報外部提供申請による主治医意見書の取得について

地域密着型サービス（介護予防を含む。）の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している場合に、申請できることとなっています。契約締結後の場合は契約書の写しを添付して申請していただいているところですが、締結前の場合は外部提供を受けることについて本人の同意を得たことが確認できるものを添付のうえ申請してください。